



日本・ベトナム経済連携協定(大筋合意の概要)



日本・ベトナム経済連携協定(EPA)の意義

関税の撤廃・削減、サービス貿易の自由化及び関連分野の連携強化を図ることにより、日・ベトナム間の貿易の拡大、投資活動の促進及び経済関係全般の強化に貢献する。ベトナムにとっては初めての二国間EPA。

交渉の経緯

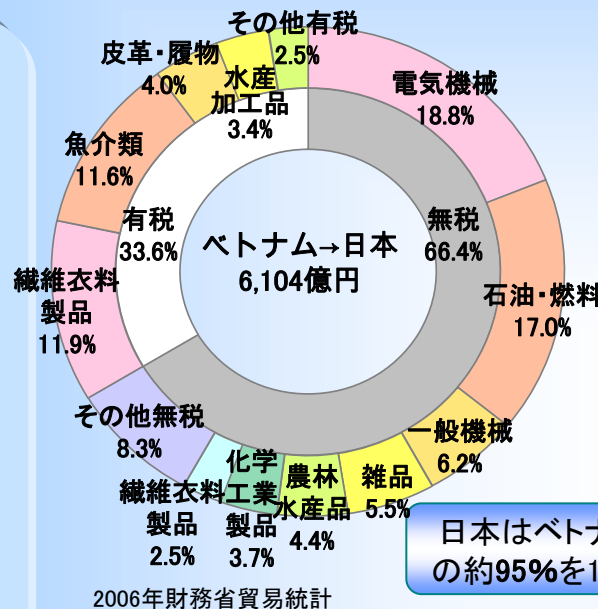
2005年12月
交渉立ち上げのための共同検討会合の開始を決定
(首脳会談:東アジア首脳会議)

2006年2月、4月
2回の共同検討会合を開催

2006年10月
正式交渉開始決定
(首脳会談)

**2007年1月～
2008年9月**
9回の正式交渉会合及び6回の間合会合を開催

2008年9月
大筋合意

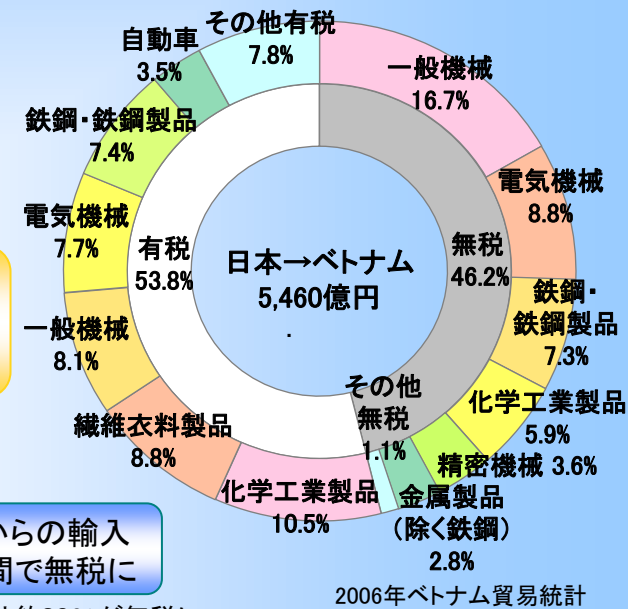


日越間の貿易構造

往復貿易額の約92%を
協定発効後10年間で関税撤廃

日本はベトナムからの輸入の約95%を10年間で無税に

ベトナムは日本からの輸入の約88%を10年間で無税に



参考: 16年以内では約93%が無税に

日本側の市場アクセス改善(カッコ内は現行関税率)

- 鉱工業品
 - ・ ほぼ全ての品目につき即時関税撤廃
- 農林水産品
 - ・ 農産品: ドリアン(2.5%)、オクラ(3%)は即時、冷凍ほうれん草(6%)は5年間、スイートコーン(6%)は7年間でそれぞれ関税撤廃、天然はちみつ(25.5%)は関税割当(枠内税率12.8%、1年目100トン→11年目150トン)
 - ・ 林産品: 林産品(合板等を除く)(0-6%)は即時～10年間で関税撤廃
 - ・ 水産品: えび(1-2%)、えび調製品(3.2-5.3%)は即時、冷凍たこ(5%)、冷凍たろうお(3.5%)は5年間でそれぞれ関税撤廃

ベトナム側の市場アクセス改善(カッコ内は現行関税率)

- 鉱工業品
 - ・ 自動車部品: ボルト・ナット(5%)は5年間、ギアボックス(10-20%)は10年間、エンジン・エンジン部品(3-20%)及びブレーキ(10%)は10～15年間でそれぞれ関税撤廃
 - ・ 鉄鋼: 熱延鋼板は原則として現行税率0%を固定、亜鉛めっき鋼板(5-12%)は10年間で関税撤廃、冷延鋼板(3-7%)は15年間で関税撤廃
 - ・ 電気電子: フラットパネル、DVD部品(3%)は2年間、デジタルカメラ(10%)は4年間、カラーテレビ(40%)は8年間でそれぞれ関税撤廃
- 農林水産品
 - ・ 切花、りんご、なし、みかん等多くの品目は即時又は10年間で関税撤廃

日本・ベトナム経済連携協定に含まれるその他の主な分野

税関手続

両国は、貿易の円滑化を図る観点から、予見可能性、一貫性及び透明性のある税関手続、関税法の適切な適用及び通関の迅速化を確保するとともに、協力・情報交換を推進する。

TBT(強制規格、任意規格及び適合性評価手続)

両国は、貿易の促進を目的に、基準認証分野における情報交換や既存の相互承認の枠組みへの参加の慫慂を含む協力の推進、及び、技術的協議、適合性評価の結果の受入れの促進などを行う協議メカニズムを設置する。

SPS(衛生植物検疫措置)

両国は、人、動物又は植物の生命又は健康の保護の重要性を認識し、衛生植物検疫措置に関して、情報交換、科学的協議及び協力に関する議論などを行う協議メカニズムを設置する。

自然人の移動

企業内転勤者を含む自然人の移動に関し、入国・滞在の要件や手続の透明性を向上。現行入管制度の範囲内で、入国先の看護師資格を取得した者の入国・一時的滞在を約束。また、ベトナム人看護師・介護福祉士の将来の受入れの可能性について、協定発効後に継続して協議する。

サービス貿易

個別分野毎の自由化を約束するとともに、サービス貿易について二国間で協議を行う場を設け、自国のサービス提供者等が第三国のサービス提供者等より不利にならないための協議の機会を確保した。

知的財産

両国は、知的財産保護制度の効率的かつ透明性のある運用を促進し、侵害、不正使用及び違法な複製に対処する。知的財産の分野において協力するとともに、協議メカニズムを通じて、知的財産の保護及び知的財産権の権利行使の強化に向けた協議を行う。

競争

両国は、自国の法令に従って、自国において反競争的行為に取り組むことにより競争を促進し、また、競争政策の強化及び競争法の執行において協力する。

協力

両国間の経済連携の強化を図ることを目的として、①農林水産分野、②貿易・投資促進、③中小企業支援、④人材養成・開発、⑤観光、⑥情報通信技術、⑦環境、⑧運輸の8つの分野において協力を促進する。

ビジネス環境整備

両国政府、民間部門及びその他の関係機関の参加を得て、事業活動を遂行する両国の企業のためのビジネス環境の整備向上に資する仕組みを提供する。

注：投資については、既に締結済みの日ベトナム投資協定を準用する調整規定を設けている。

本協定の署名に向け、全ての章・附属書につき条文確定のための作業を継続